

○盛岡・紫波地区環境施設組合会計管理者専決代決規程

昭和58年3月31日訓令第2号

改正 平成4年4月1日訓令第3号（題名改称）

平成16年3月24日訓令第1号

平成19年3月28日訓令第2号（題名改称）

（目的）

第1条 この訓令は、会計管理者の職務権限に属する事務の円滑な執行を期するとともに、責任の範囲を明らかにするため、事務処理の専決及び代決に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（専決及び代決）

第2条 専決及び代決に関しては、矢巾町会計管理者の専決及び代決に関する規程（平成19年訓令第1号）の規定の例による。

附 則

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日訓令第3号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日訓令第1号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日訓令第2号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により、この訓令の施行の際現に在職する収入役の任期中に限り、この訓令による改正前規定は、なおその効力を有する。